

諮問番号：令和元年度諮問第2号

答申番号：令和元年度答申第2号

## 答 申 書

令和 2年 4月 20日

吾妻広域町村圏振興整備組合行政不服審査会

### 第1 審査会の結論

審査請求人が令和元年12月12日に提起した処分庁長野原町長（以下「処分庁」という。）による保育必要量の認定区分を保育短時間とする旨の処分（以下「本件処分」という。）は、これを取消することが妥当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求める。

##### (2) 審査請求の理由

審査請求人及び配偶者は、保育必要量の認定における区分について、長野原町保育の必要性の認定基準に関する規則（平成27年9月25日規則第14号。以下「規則」という。）第14条第3項第1号に該当しているにもかかわらず、いかなる審査基準、具体的理由によって保育短時間の区分となったのかが明らかでない。（行政手続法第5条、第8条）

また、入園案内や規則などに明文化されていないことは、法の適用を誤ったものであり、違法であるとして、本件処分の取消を求めるものである。

#### 2 処分庁の主張

##### (1) 趣旨

保育必要量を保育短時間と認定したものであり、本件審査請求は棄却する。

##### (2) 理由

処分庁は、入園申込書に添付された審査請求人及び配偶者の就労証明書には、勤務時間が午前9時から午後6時、週6日勤務と記載されており、規則で定める保育標準時間に該当する点は認める。

規則に定めのない保育必要量の認定基準は、規則第7条により運用として保育短時間と決定しているので本件請求は棄却する。

また、いかなる審査基準、具体的理由によって保育短時間の区分となったのかが明らかでないという点は否認している。

以下のとおり、本件処分は一部規定が明文化されていない事実もあるが、法令の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しない旨主張している。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

但し、審査請求人が主張するように、保育時間を町独自で制限する場合は、事前に利用者に周知するなど利用しやすい環境を整備すべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

##### (1) 本件に係る法令等の規定について

① 本件処分は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき定められた規則の規定に基づき適法に行われた処分である。

② 本件処分に係る申請は、法第20条第1項及び規則第5条第1項に基づき、規則第1号様式（施設型給付費等支給認定申請書）により、申請したものである。

③ 本件処分に係る認定の区分及び認定の基準は、法第19条第1項各号及び規則第3条並びに第4条の規定により、支給認定の区分を行うこととされている。

④ 上記③の認定について、規則第4条第3項第1号では、保育標準時間に該当し、保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして、1月当たり平均就労時間120時間以上と規定している。又、規則第4条3項第2号では、保育短時間に該当し、保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして、1月当たり平均就労時間56時間以上と規定している。

⑤ 規則第7条の別に定める運用により、1歳6カ月未満の保育必要量については、保護者の平均就労時間に係わらず保育短時間としているが、明文化はされていない。

##### (2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分については、運用により保育短時間に認定することが明文化されていないが、それが即ち違法になるとは認められない。

但し、明文化されていない運用を恒常的に使用するとともに入園案内などにも事前に周知されていないことは、行政手続法の趣旨に鑑み、処分庁としては早急に対処する必要がある。

### 第4 審査庁の意見

原処分（規則第4条第3項第3号の規定に基づく処分）維持が適当であると考える。

### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

令和2年2月20日 諮問書受理

令和2年3月16日 調査審議

### 第6 審査会の判断の理由

#### 1 審理手続について

本件審査請求について、審理員は適正な審理手続を行ったものと認められる。

## 2 審査会の判断について

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項は、行政庁に対して、申請により求められた許認可等の処分をするか否かを判断するために必要な審査基準を定めることを、同条第2項は、審査基準を定めるに当たっては許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないことを、同条第3項は、行政庁は行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならないことを規定している。これは、行政庁に対し、できる限り具体的な審査基準の設定とその公表を義務づけ、行政庁に同審査基準に従った判断を行わせることにより、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、申請者の予測可能性を保障し、また不服の申立てに便宜を与えることにより、不公正な取扱いがされることを防止する趣旨であるものである（那覇地方裁判所平成20年3月11日判決）。

本件において、入園申込書に添付された審査請求人及び配偶者の就労証明書の記載によれば、規則で定める保育標準時間に該当することは明らかである。また、処分庁が規則第7条の別に定める運用基準で、1歳6カ月未満の保育必要量については、保護者の平均就労時間に係わらず保育短時間を規定しているとしているが、公にされておらず、審査基準としては不十分である。また、行政手続法第5条第3項にいう「行政上特別の支障があるときを除き」とは、定められた審査基準について、これを公にしておくと当該個別法の適正な運用に著しい支障を来すおそれがある、申請者又は申請しようとする者の不利益を考慮してもなお公益上の観点から公にしておかない方がよいと判断される場合に限定されるものである。本件については、同条第3項にいう「行政上特別の支障があるときを除き」に該当するとは考えられず、審査基準を公にしていない本件処分は、行政手続法第5条に違反する状況でされたことは明らかである。

- (2) 行政手続法第8条は、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分を行う場合は、同時に、書面により当該処分の理由を示さなければならないこととしているが、その趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあり、このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、申請を拒否する処分に付すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して拒否されたかを、その記載自体から了知し得るものでなければならず、単に根拠規定を示すだけでは十分でないとしている（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決）。

本件処分についていえば、申請を一部拒否されるに至った理由を、処分庁が規則第7条の別に定める運用基準で、1歳6カ月未満の保育必要量については、保護者の平均就労時間に係わらず保育短時間を規定しているとしているが、そもそも公にすることが義務づけられている審査基準が公表可能な形式で設定されていないことは問題があり、審査請求人が「保育必要量の設定における区分について、規則第4条第3項第1号に該当しているにもかかわらず、いかなる審査基準、具体理由によって保育短時間の区分となったのかが明

らかでない」と主張していることから、処分庁はこれまでの慣例的な事情の説明の終始に留まったといわざるを得ない。法令に基づく申請に対して一部拒否をしているにもかかわらず、保育短時間とした理由を明らかにしていない本件処分は、行政手続法第8条に違反したというほかはない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

吾妻広域町村圏振興整備組合行政不服審査会

委員 小林 寛

委員 千川 博志

委員 武藤 賢一